

## 浜松市私立保育所等施設整備償還費補助金交付要綱

### (目的)

第1条 市長は、私立保育所等の施設整備を図るため、必要な資金を借り入れた社会福祉法人(市税を完納している者に限る。)に対し、その償還に要する経費の一部について、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、浜松市社会福祉法人の助成に関する条例(昭和52年浜松市条例第17号)浜松市社会福祉法人の助成に関する条例施行規則(昭和52年浜松市規則第19号)浜松市補助金交付規則(昭和55年浜松市規則第17号。以下「規則」という。)及びこの交付要綱の定めるところによる。

### (補助の対象及び補助額)

第2条 補助の対象及び補助額は別表のとおりとする。

### (助成の申請)

第3条 補助金の助成申請をしようとする者は、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- ア 助成申請書(第1号様式)
- イ 事業計画書(第2号様式)
- ウ 償還計画書
- エ 歳入歳出予算書の抄本
- オ 市民税・県民税特別徴収義務者指定通知書の写し
- カ 市税納付・納入確認同意書(第3号様式)
- キ 暴力団排除に関する誓約書(第4号様式)

### (助成決定の通知)

第4条 市長は、前条の申請があったときは、これを審査し、相当と認めるときは、補助金の交付を決定し、助成決定書(第5号様式)により、申請者に通知するものとする。

### (変更の承認申請)

第5条 前条の助成決定を受けた者が、年度途中において、当該助成決定に係る事業内容を変更する必要があるときは、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- ア 変更承認申請書(第6号様式)
- イ 変更事業計画書(第2号様式)
- ウ 償還計画書
- エ 歳入歳出予算書の抄本

(変更助成決定の通知)

第6条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、変更助成決定書(第7号様式)により、申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第7条 助成決定を受けた者は、当該補助事業が完了したときは、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- ア 実績報告書(第8号様式)
- イ 事業実績報告書(第9号様式)
- ウ 領収書の写し
- エ 歳入歳出決算書(見込書)の抄本

(補助金額の確定の通知)

第8条 市長は、前条の報告を受けたときは、補助金の額を決定し、補助金額確定書(第10号様式)により、申請者に通知するものとする。

(請求の手続き)

第9条 補助金の請求は、請求書(第11号様式)によるものとし、その提出期限は、補助金額確定書を受領した日から起算して10日を経過した日までとする。

(概算払の承認申請及び請求手続)

第10条 補助金の概算払を受けようとする者は、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- ア 概算払承認申請書(第12号様式)
- イ 概算払請求書(第11号様式)
- ウ 資金計画表(第13号様式)

(概算払の承認決定通知)

第11条 補助金の概算払を受けようとする者は、概算払承認決定書(第14号様式)を市長に提出しなければならない。

(関係書類の整備)

第12条 補助事業者は、補助事業にかかる経費の収支を明らかにした書類、帳簿等を整備し10年間保管しておかなければならない。

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

## 附 則

- 1 この要綱は令和2年4月1日から施行し、令和2年度から令和7年度までの補助金に適用する。
- 2 浜松市保育所振興基金特別補助金交付要綱の規定によりされた手続その他の行為は、この要綱の相当規定によりされたものとみなす。
- 3 浜松市細江地区保育所振興資金特別補助金交付要綱の規定によりされた手続その他の行為は、この要綱の相当規定によりされたものとみなす。
- 4 浜北地区民間社会福祉施設施設整備費借入金償還補助金交付要綱の規定によりされた手続その他の行為は、この要綱の相当規定によりされたものとみなす。
- 5 浜松市天竜地区民間社会福祉施設施設整備費借入金償還補助金交付要綱の規定によりされた手続その他の行為は、この要綱の相当規定によりされたものとみなす。
- 6 この要綱の別表に新たな事業を追加しない。

## 別表

補助の対象施設		補助対象事業	補助額
社会福祉法人名	施設名		
天竜厚生会	子育てセンター しんばら	平成 17 年度整備事業	社会福祉法人が独立行政 法人福祉医療機構及び民 間金融機関から借り入れ た借入元金及び利子の償 還に要する経費

第 1 号様式

第 号  
年 月 日

(あて先) 浜松市長

所在地  
名 称  
代表者

印

助成申請書

このことについて、浜松市私立保育所等施設整備償還費補助金の助成を受けたいので、  
関係書類を添えて申請します。

- 1 助成申請金額 円
- 2 施設の名称
- 3 事業の目的 年度に の施設設備整備資金として借入した資  
金を償還するにあたり、助成を受けることにより負担が軽減され、  
施設経営の安定が図られる。
- 4 事業計画 別紙第 2 号様式のとおり

(添付書類) 1 歳入歳出予算書の抄本  
2 償還計画書



7 福祉医療機構及び民間金融機関借入金（6の（2）ウ、オについて記入）

貸付種別		償還期間	無利子期間	借入金
建築 資金	一般借入(利子年 %) (福祉医療機構)	年	月	円
	老朽整備等借入(無利子) (福祉医療機構)	年		円
	一般借入(利子年 %) (民間金融機関)	年	月	円
その他	一般借入(利子年 %)			
合計				円

8 本年度補助対象償還金 (単位:円)

区分		借入金額	本年度 償還予定額	本年度償還 (予定)年月日	助成申請額	備考
福祉医 療機構	元金			年 月 日		
	利子			年 月 日		
民間金 融機関	元金			年 月 日		
	利子			年 月 日		
合計						

変更事業計画書の場合は、償還額欄に変更後の額、備考欄に変更前の額を記入

第3号様式

市税納付・納入確認同意書

年 月 日

(あて先) 浜松市長

補助金交付申請者

所在地

名 称

代表者

印

下記の補助金交付申請に伴い、浜松市私立保育所等施設整備償還費補助金交付要綱第1条の規定により、市において、補助金交付申請者の市税の納付又は納入の状況について確認することに同意します。

記

申請補助金 浜松市私立保育所等施設整備償還費補助金

第4号様式

暴力団排除に関する誓約書

浜松市保育所等緊急整備事業費補助金の交付申請にあたり、下記事項について誓約します。

また、浜松市が暴力団排除に必要な場合には、静岡県警察本部又は管轄警察署に照会することを承諾します。

記

- 1 次に掲げる者のいずれにも該当しません。
  - (1) 暴力団（浜松市暴力団排除条例(平成24年浜松市条例第81号。以下「条例」という。)第2条第1号に規定する暴力団をいう。)
  - (2) 暴力団員等（条例第2条第4号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。)
  - (3) 暴力団員等と密接な関係を有する者
  - (4) 前3号に掲げる者のいずれかが役員等(無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役又はこれらに準じるべき者、支配人及び清算人をいう。)となっている法人その他の団体

年 月 日

(あて先) 浜松市長

(誓約者)

所在地

名称

代表者

印

第5号様式

浜松市指令 第 号  
年 月 日

様

浜松市長

印

### 助成決定書

年 月 日付け 第 号により申請があった浜松市私立保育所等施設  
整備償還費補助金について、次のとおり決定します。

- 1 助成する金額 円
- 2 助成の条件
  - (1) 助成に係る補助金等は、当該補助事業以外の目的に使用してはならない。
  - (2) 補助事業等の中止又は内容を変更する場合は、あらかじめ市長の承認を受けること。
  - (3) 補助事業等が予定期間内に完了しない場合又は遂行が困難となった場合は市長に報告してその指示を受けること。
  - (4) 補助事業等の事業運営・経理の状況を調査し、不相当と認めたときは、当該補助金等の全部又は一部の返還を命じる。
  - (5) 補助事業が完了した場合、速やかに別に定める様式により完了報告を市長に提出すること。
  - (6) 補助事業の完了により当該補助事業者に相当の収益が生じると認められる場合においては、当該補助金の交付の目的に反しない限り、その交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を市に納付すること。
  - (7) 規則第17条第1項の規定により補助金の交付の決定の取消しを受け、補助金の返還の請求を受けたとき又は当該返還の期限までに納付しなかったときは、規則第18条の2の規定に基づき、加算金又は遅延損害金を市に納付すること。
  - (8) 補助金の返還の請求を受け、当該補助金、加算金又は遅延損害金の全部又は一部を納付しない場合、規則第18条の3の規定に基づき、他の交付すべき補助金についてその交付を一時停止し、又は未納額との相殺をする場合がある。
  - (9) 補助事業者は、補助事業にかかる経費の収支を明らかにした書類、帳簿等を整備し10年間保管しておかなければならない。

第 6 号様式

第 号  
年 月 日

(あて先) 浜松市長

所在地  
名 称  
代表者

印

変更承認申請書

このことについて、 年 月 日付け浜松市指令 第 号により補助金の助成の決定を受けた浜松市私立保育所等施設整備償還費補助事業の計画を次のとおり変更したいので、承認されるよう関係書類を添えて申請します。

- 1 計画変更の理由
- 2 変更の内容 別紙第 2 号様式のとおり
- 3 補助金所要額
  - ( 1 ) 前回までの助成決定金額 円
  - ( 2 ) 今回変更承認申請額 円
  - ( 3 ) 差引増減額 円

(添付書類) 1 歳入歳出予算書の抄本  
2 償還計画書

第7号様式

浜松市指令 第 号  
年 月 日

様

浜松市長

印

### 変更助成決定書

年 月 日付け 第 号により変更承認申請があった浜松市私立保育所等施設整備償還費補助金について、次のとおり変更助成決定します。

- 1 変更助成金額 円
- 2 助成の条件
  - (1) 助成に係る補助金等は、当該補助事業以外の目的に使用してはならない。
  - (2) 補助事業等の中止又は内容を変更する場合は、あらかじめ市長の承認を受けること。
  - (3) 補助事業等が予定期間内に完了しない場合又は遂行が困難となった場合は市長に報告してその指示を受けること。
  - (4) 補助事業等の事業運営・経理の状況を調査し、不相当と認めたときは、当該補助金等の全部又は一部の返還を命じる。
  - (5) 補助事業が完了した場合、速やかに別に定める様式により完了報告を市長に提出すること。
  - (6) 補助事業の完了により当該補助事業者に相当の収益が生じると認められる場合においては、当該補助金の交付の目的に反しない限り、その交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を市に納付すること。
  - (7) 規則第17条第1項の規定により補助金の交付の決定の取消しを受け、補助金の返還の請求を受けたとき又は当該返還の期限までに納付しなかったときは、規則第18条の2の規定に基づき、加算金又は遅延損害金を市に納付すること。
  - (8) 補助金の返還の請求を受け、当該補助金、加算金又は遅延損害金の全部又は一部を納付しない場合、規則第18条の3の規定に基づき、他の交付すべき補助金についてその交付を一時停止し、又は未納額との相殺をする場合がある。
  - (9) 補助事業者は、補助事業にかかる経費の収支を明らかにした書類、帳簿等を整備し10年間保管しておかなければならない。

第 8 号様式

第 号  
年 月 日

(あて先) 浜松市長

所在地  
名 称  
代表者

印

実績報告書

このことについて、 年 月 日付け浜松市指令 第 号により補助金の助成決定を受けた浜松市私立保育所等施設整備償還費補助事業が完了したので、次の関係書類を添えて報告します。

- 1 施設の名称
- 2 事業実績報告書 別紙第 9 号様式のとおり

(添付書類) 1 領収書の写し  
2 歳入歳出決算書(見込書)の抄本

第9号様式

事業実績報告書

1 施設の名称及び所在地

2 設置主体及び経営主体

3 認可定員

定員	内 訳		
	3歳未満児	3歳児	4歳以上児
人	人	人	人

4 施設の規模

(1) 建物の構造

(2) 建物の延床面積

一階	m <sup>2</sup>
二階	m <sup>2</sup>

(3) 敷地面積

	m <sup>2</sup>
--	----------------

5 施工期間

(1) 着工年月日

年	月	日
---	---	---

(2) 完成年月日

年	月	日
---	---	---

6 整備費総額及び財源内訳

(1) 整備費総額

	円
--	---

(2) 財源内訳

ア 国・県補助金

	円
--	---

イ 浜松市補助金

	円
--	---

ウ 福祉医療機構借入金

	円
--	---

エ 県社協借入金

	円
--	---

オ 民間金融機関

	円
--	---

カ 浜松市借入金

	円
--	---

キ 自己財源(寄付金等)

	円
--	---

7 福祉医療機構及び民間金融機関借入金（6の（2）ウ、オについて記入）

貸付種別		償還期間	無利子期間	借入金
建築 資金	一般借入(利子年 %) (福祉医療機構)	年	月	円
	老朽整備等借入(無利子) (福祉医療機構)	年		円
	一般借入(利子年 %) (民間金融機関)	年	月	円
その他	一般借入(利子年 %)			
合計				円

8 本年度補助対象償還金 (単位:円)

区分		借入金額	本年度償還予定額	本年度償還(予定)年月日	助成申請額	備考
福祉医療機構	元金			年 月 日		
	利子			年 月 日		
民間金融機関	元金			年 月 日		
	利子			年 月 日		
合計						

第10号様式

浜 第 号  
年 月 日

様

浜松市長 印

補助金額確定書

年 月 日付け浜松市指令 第 号で助成決定した 年度浜松  
市私立保育所等施設整備償還費補助金については、年 月 日付け 第  
号による実績報告に基づき補助金額を次のとおり確定します。

1 確定補助金額 円

第 1 1 号様式

請求書（概算払請求書）

金 \_\_\_\_\_ 円

ただし、 \_\_\_\_\_ 年 月 日付け浜 第 \_\_\_\_\_ 号により補助金の確定（決定）を受けた浜松市  
私立保育所等施設整備償還費補助金として、上記のとおり請求します。

施設名（ \_\_\_\_\_ ）

助成確定（決定）額 \_\_\_\_\_

受入済額 \_\_\_\_\_

今回請求額 \_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_ 年 月 日

（あて先）浜松市長

所在地  
名 称  
代表者

印

振込先口座	銀 行 本店 普通預金 信用金庫 支店 口座番号 農 協 支所 当座預金
口座名義	

第 1 2 号様式

第 号  
年 月 日

(あて先) 浜松市長

所在地

名 称

代表者

印

概算払承認申請書

年 月 日付け浜松市指令 第 号で助成決定を受けた浜松市私立保育所等施設整備償還費補助金について、下記のとおり概算払くださるよう申請いたします。

- 1 概算払を必要とする理由
- 2 概算払を必要とする金額
- 3 概算払を必要とする期日
- 4 その他参考事項

(添付書類) 資金計画表(別紙第 1 3 号様式のとおり)

第13号様式

資金計画表

(単位：円)

区分	科目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	備考
収入														
	計													
支出														
	計													
収支差額														
前月より繰越														
翌月へ繰越														

(注) 未経過の月分については見込額を計上すること。

第 1 4 号様式

浜松市指令 第 号  
年 月 日

様

浜松市長 印

概算払承認決定書

年 月 日付け 第 号により概算払の承認申請があった浜松市私立保育所等施設整備償還費補助金について、次のとおり承認します。

1 承認の内容

( 1 ) 金額 円

( 2 ) 時期

2 助成の条件

- ( 1 ) 助成に係る補助金等は、当該補助事業以外の目的に使用してはならない。
- ( 2 ) 補助事業等の中止又は内容を変更する場合は、あらかじめ市長の承認を受けること。
- ( 3 ) 補助事業等が予定期間内に完了しない場合又は遂行が困難となった場合は市長に報告してその指示を受けること。
- ( 4 ) 補助事業等の事業運営・経理の状況を調査し、不相当と認めたときは、当該補助金等の全部又は一部の返還を命じる。
- ( 5 ) 補助事業が完了した場合、速やかに別に定める様式により完了報告を市長に提出すること。